

令和2年第3回川西町 議会定例会会議録

令和2年9月18日 金曜日 午後1時35分開議

議長 加藤 俊一 副議長 鈴木 幸廣

出席議員（14名）

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 井上 晃一 君 | 2番 遠藤 明子 君 |
| 3番 渡部 秀一 君 | 4番 寒河江 司 君 |
| 5番 吉村 徹 君 | 6番 島 貫 偕 君 |
| 7番 伊藤 寿郎 君 | 8番 伊藤 進 君 |
| 9番 神村 建二 君 | 10番 橋本 欣一 君 |
| 11番 淀 秀夫 君 | 12番 高橋 輝行 君 |
| 13番 鈴木 幸廣 君 | 14番 加藤 俊一 君 |

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 町 長 原田 俊二 君 | 副町長 山口 俊昭 君 |
| 教育 長 小野 庄士 君 | 総務課長 鈴木 浩之 君 |
| 未来づくり課 長 針 生 富雄 君 | 政策推進課長 遠藤 準一 君 |
| まちづくり課 長 奥 村 正隆 君 | 住民生活課長 佐藤 紀子 君 |
| 福祉介護課長 大滝 治則 君 | 健康子育て課 長 金子 征美 君 |
| 産業振興課長 井上 憲也 君 | 農地林務課長・農業委員会事務局 長 内谷 新悟 君 |
| 地域整備課長 奥 村 邦彦 君 | 会計管理者・税務会計課長 後藤 哲雄 君 |
| 教育総務課長 淀 野 芳広 君 | 生涯学習課長 安部 博之 君 |
| 農業委員会 長 大沼 藤一 君 | 監査委員 島 貫 憲明 君 |

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 4 号)

令和2年9月18日 金曜日 午後1時35分開議

- 日程第 1 議第75号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案審査報告について
(総務文教常任委員会委員長)
(産業厚生常任委員会委員長)
(予算特別委員会委員長)
- 日程第 3 議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について
(決算特別委員会委員長)
- 日程第 4 議第74号 川西町新庁舎整備外構工事請負契約の締結について
- 日程第 5 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 6 発議第7号 議員の派遣について
- 日程第 7 請願の審査報告
請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願
(総務文教常任委員会委員長)
- 日程第 8 発議第8号 閉会中の所管事務調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開議の宣告

○議長 ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回川西町議会定例会第17日目の会議を開きます。

(午後 1時35分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎議第75号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第1、議第75号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

町長。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 議第75号 教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員奥山雅広氏が令和2年9月30日付で任期満了となるため、提案するものでございます。

ご提案申し上げます。

教育委員会委員の任命について。

次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、川西町大字下小松1968番地。

氏名、昆 剛雄。

生年月日、昭和42年10月6日であります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

- 議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

昆 剛雄さんの入場を求めます。

(昆 剛雄君 入場)

- 議長 教育委員に任命、同意されました昆 剛雄さんに、ごあいさつをお願い申し上げます。

- 教育委員 このたび、教育委員を就任しました昆 剛雄でございます。

私ごとになりますけれども、今まで宗門の僧侶養成機関に単身で勤めてまいりました。久しく地域活動から離れておりましたけれども、今後、教育行政のことをよく理解し、公正な目線を保って委員の職務に努めたいと思っております。どうぞ、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 昆 剛雄さんには、本町教育行政発展のため、ご活躍をご期待申し上げます。

(昆 剛雄君 退場)

◎議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定
についてから議第70号 令和2年度川西町後期高齢者
医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査
報告について

- 議長 日程第2、議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定についてから議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該9議案については、本定例会第1日目の9月2日本会議において、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いま

すので、ご了承願います。

初めに、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 私より、総務文教常任委員会付託議案審査報告を行います。

令和2年9月2日、第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

審査日程については記載のとおりであります。

2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりであります。

3、付託議案、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果、朗読いたします。

(1) 議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定について。

川西町東沢地区交流センターの位置を変更し、東沢生活改善センターを廃止するため、関係条例を改正する旨の説明を受け、廃止する施設については、今後の維持管理経費も踏まえ、早急に除却を検討するよう意見を付した。

(2) 議第72号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、本条例を改正する旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

議第72号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について、総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、産業厚生常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村健二君。

9番神村健二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村健二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 産業厚生常任委員会付託議案審査報告書でございます。

令和2年9月2日、第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程、記載のとおりでございます。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりでございます。
- 3、付託議案、別紙議案付託表のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

(1) 議第73号 字の区域及び名称の変更について。

県営土地改良事業宮地地区の実施に伴い、従来の字界を変更する旨の説明を受けた。

以上、本議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

産業厚生常任委員会委員長及び副委員長は自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第73号 字の区域及び名称の変更について。

本議案について、産業厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。

産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、産業厚生常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

(予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月2日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第6号)、議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質

疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案は、いずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上5議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第65号につきましては、少数の反対がありましたが、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和2年度川西町各会計補正予算6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第6号）、議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案につい

て、予算特別委員会委員長の報告は6議案とも可決であります。

予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、予算特別委員会委員長報告のとおり決定することに決定いたしました。

◎議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第3、議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は、監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月4日、本会議において決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 淀 秀夫君。

11番 淀 秀夫君。

(決算特別委員会委員長 淀 秀夫君 登壇)

○決算特別委員会委員長 川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月4日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第59号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 令和元年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7議案について、

常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長をはじめ関係課長等職員の出席を求め、令和元年度における重要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて審議、討論を行い、慎重に審査の結果、付託された7議案は、いずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第59号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 令和元年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定について、以上2議案につきましては、少数の反対がございましたが、賛成多数をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会の主査報告に記載しておりますので、今後十分ご検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいますようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局に諸資料を提出いただき、効率的・効果的な審査にご協力いただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございます。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております令和元年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において、十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第59号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 令和元年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定について、以上7会計決算について、決算特別委員会委員長の報告は7会計とも認定するものであります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第74号 川西町新庁舎整備外構工事請負契約の締結について

○議長 日程第4、議第74号 川西町新庁舎整備外構工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第74号 川西町新庁舎整備外構工事請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 命によりまして、私のほうから、議第74号 川西町新庁舎整備外構工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

令和2年9月9日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町新庁舎整備外構工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決

に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものがございます。

読み上げさせていただきます。

記。

- 1、契約の目的、川西町新庁舎整備外構工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額、金1億65万円。
- 4、契約の相手方、山形県東置賜郡川西町大字上小松988番地1、株式会社殖産工務所、代表取締役伊藤一壽。

令和2年9月18日提出、町長名でございます。

続きまして、お手元に別冊お配りしております建設工事請負仮契約書をご覧いただきたいと存じます。

工事名、工事場所については、ただいま申し上げたとおりの記載の内容でございます。

工期につきましては、本契約の効力を生じた日から令和3年3月31日まででございます。

請負代金以下、記載のとおりでございます。

その下をご覧いただきたいと思っております。

1、2、3と書いてありますが、2番でございます。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約とし成立し、その効力を発生するものがございます。令和2年9月10日付で、発注者、受注者記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、川西町新庁舎整備外構工事の概要でございます。

1の(1)でございます。工事面積につきましては、8,672平米でございます。

(2) 主な工事内訳でございます。排水施設工といたしまして、側溝でございます。幅300の側溝、深さ300から500ミリという側溝、延長といたしまして310メートル計画しているところでございます。

②の舗装工については、7,845平米でございます。

③の植栽工、敷地西側への植栽を一式予定してございます。

④安全施設工でございます。転落防止工、区画線工、点字ブロック等一式でございます。

⑤付帯施設工、防災用のマンホールトイレ5基でございます。敷地内照明器具11基、フラッグポール3本ということで計画してございます。

工期の工事のスケジュールにつきましては、先ほど申し上げたスケジュールでございます。

平面図ということで、もう1枚お開きいただいて、A3の資料をご覧いただきたいと思います。

図面真ん中に黒塗りに塗ってありますが、新庁舎の庁舎棟でございます。その北側、後ろ側には車庫・エネルギー棟、右側には防災倉庫棟がございますが、建築物以外の部分について、外構工事として各種工事を施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 契約の内容については、異議を申し上げるものではありませんけれども、ちょっと数点お伺いを申し上げたいと思います。

原田町長、外構工事まで庁舎も進みまして、本体もこんな感じかなということで見えてきまして、それについては大変喜ばしい内容だというふうに思います。

ただというふうに申し上げますと、いわゆる新しい建物ができるということと、それから跡地の利用の決定というものが、私は、原田町長、これがセットだと思うんですね。繰り返しになりますけれども、新しい建物は出るわ、跡地利用がどうなるか分からないというようなことであっては、これはならないことだと思っております。

そこで、提案の契約内容ですけれども、予定価格に対する落札率について、ちょっとお尋ねを申し上げたいということが1つでございます。

2つ目は、指名競争入札ということでありますから、町内あるいは町外の業者もいれば、業者名は別として、何社が競争入札に参加されて、いわゆるこの内容を執行されたのか。町内、町外ということがあれば、数ぐらいはご報告いただければ、ぜひお伺いを申し上げたいと思います。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

落札率につきましては、99.9%でございました。指名業者数につきましては、5社でございまして、町内ということでございます。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今は私も、あるコンクリート会社の若干顧問的な立場で、ある意味、情報というか内容については、少し勉強する機会があるわけですけれども、99.9%ですか。なかなか今は、

歩掛かりというものが決められたものがありますから、当てずっぽう、これ積算するわけじゃないから、それにしても、なかなか高いパーセントということについては、改めて驚くわけなんですけど、そこで課長からは、町内の5社ということでもあります。

私なりに、先ほど申し上げたような経験なり情報というか、見るに、先ほど申し上げた固有名詞は別としまして、まちづくり委員会の委員長をされた方も、この5社の中に入っているかどうかですが、これについては、かなり具体的になりますから、答弁は必要ありませんけれども、そういうような、まちづくり委員会の委員長もされている方の会社も数えないと、私の計算ではなかなか合わないわけではありますが、それは別としまして、いずれにしても99.9%、これについては、副町長でいいかな、本町の場合の公共事業の一連の落札率というものは、こういうようなものなんですかね。ちょっとお尋ね申し上げたい。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 お答え申し上げます。

手元に具体的な数値は持ち合わせておりませんが、99%というような数値というのが、おおむねなっているかというふうに考えております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 行財政改革という言葉で考えてみれば、指名競争入札、指名ですからね、指名競争入札。この方々には、ぜひ原田町長の乾いたタオルを絞り切れないという、いわゆる永遠のテーマである行財政改革、こういう方針で、私はちょっと、どういうものかなと思うんですが、どうなんですか、山口副町長、99.9%、予定された金額ほとんど使い切るということでなくて、指名して競争していただくわけですから、指名するメンバーにもっと頑張っていたらいいというか、お互いに競い合っていたらいい、安くて良いものが出来上がればいいわけであって、安かろう悪かろうでは困るわけですけども、この辺の、いま一押しですよ、繰り返しになりますが、まちづくり委員長の会社がこのメンバーにいるかどうか分かりませんが、機会があれば、私は精査したいと思うんですけども、こういう内容についての、今申し上げたもう少し頑張ってくれというような、こういう思いはありませんか。副町長で結構です。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 指名業者につきましては、庁内の一定のルールに基づいて、資格を有する企業を選定しながら指名しております。入札に関して、こちらから思いのようなものを伝える場はないゆえに、適正な執行ができていないのかと考えております。そうした意味では、適正な積算

価格に対して、それをクリアする入札額があれば、それは落札として取り扱っていただきたいというふうに考えて、落札しているという状況で実施しております。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑はないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長 日程第5、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(8番 伊藤 進君 登壇)

○8番 それでは、私より、発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、朗読をもって報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇

用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月18日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、一億総活躍、地方創生大臣宛て。

本議会議長名であります。

以上です。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 議長、この意見書については、大変時宜を得た内容といえますか、当然の意見書の内容だと思います。そういう意味では、提出については異議を申し上げるものでありません。

ただ一つ、過日の議員間の、いわゆるこの内容についての際に申し上げましたけれども、特に私はこの本会議で発言を、改めて同じ内容を申し上げておきたいと思います。

本町議会が、いわゆる国に意見書を出す、議長名でということで、非常に重いものだと思います。総理大臣が替わりましても、やはり川西町議会の議長が替わりましても、議長名で出す意見書というものは、ずっとその意思表示が、いわゆる生きていくわけであります。

そういうふうを考えますと、ここにあります財源の確保という内容がございませけれども、私ども川西町議会は、さきの議会において、消費税10%に反対をしたわけです。こういう足跡というものが、これは当然国に残っておるわけです。

さらに申し上げれば、安保法案、あるいは憲法の問題、今年から数えれば、ここ近年3回目。こういうものを議長、十分踏まえながら、今後やっぱり意見書というものについては、やっぱり慎重には慎重を期して、基本は全会一致というものを基本にして出すべきものであるというふうに思うわけでありまして、そのことを申し上げつつ、この内容については、改めて賛成という意思表示を申し上げたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第7号 議員の派遣について

○議長 日程第6、発議第7号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

10番橋本欣一君。

(10番 橋本欣一君 登壇)

○10番 発議第7号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和2年9月18日提出でございます。

提出者、賛成者につきましては、記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第128条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

目的、議員の識見を広め、議会活動の円滑化に資する。

2、派遣場所、高畠町、高畠町文化ホールまほら。

3、期日、令和2年10月20日。

4、派遣議員、議員全員でございます。

以上、上程いたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由
通路の整備推進にかかる請願

○議長 日程第7、請願の審査報告を行います。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願。

本請願は、本定例会において、総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、私より請願審査の報告をいたします。

請願第2号、請願審査報告。

令和2年第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

去る9月9日、議場において、議員6名の出席と、みらいづくり課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、中心市街地のにぎわいづくりを図るとともに、町民はもとより、本町を訪れる方々の利便性を向上させるため、駅の東西を自由に往来できる通路の整備を推進する趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、東西のアクセス路である駅南北踏切について、通学路及び通勤路として利便性の向上が求められているにもかかわらず、第3次川西町総合計画以降、これらの整備は行われていないことから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 この内容は、私も賛成をいたしておるわけです。

これは質疑ということではなくて、ちょっと過去を振り返りたいんですけども、第3次総合計画、伏見屋町長の時代、俗に言う高橋和男さん、伏見屋町長さんのときに計画を上げた内容だったというふうな記憶をいたしております。総合計画の中に、「ごみのない日本一の町」というような、そういうスローガンもありました。ことごとく、原田町長になりまして、前任者の非常に夢のある内容について消えているんですね。これもその中の一つだったのでないかというふうに、今さらながらに振り返るわけです。

現アクセスについては、鈴木幸廣副議長も、過日の統一地方選挙の際に聞いた話によりますと、いわゆる俗に言う田町の踏切のいわゆる道路の、米坂線横断のいわゆる拡幅、往来、

あるいは小関又兵衛さんのところもですか、そういう話もされているわけでありまして、いずれにしても東西のアクセスについては、私のみならず、それぞれの立場で、いわゆる町民の声を代弁されておるわけでありまして。

どうかひとつ、総務委員長、特に頑張ってください、この実現に向けてやっていただきたいものだというところを、駄目押しではありますが申し上げ、賛成いたしたいと思っております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第8号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第8号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 閉会中の所管事務調査については、許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

なお、南向自治会長柴倉今朝吉氏より、無線基地局設置に関する要望書が既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、令和2年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。
長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午後 2時43分)